## 平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28-8)

政策分野名 【施策名】	構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進										担当部局名	農村振興局 【農村振興局水資源課/農地資源課/防災課】	
政策の概要 [施策の概要]	良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、国内農業の生産性の向上と食料自給率・食料 自給力の維持向上を図る。 このため、事業の効率的な実施を旨とし、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する。									哈率·食料	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)	
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 2 (5)構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備 新成長戦略(平成22年6月18日) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果(4)観光立国・地域活性化戦略 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月25日) Ⅲ 戦略6 (1)地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し 土地改良長期計画(注1)(平成28年8月24日閣議決定) 第3 3 (1) 政策目標1 ア ①農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減 ②担い手への農地の集積・集約化の加速化 政策目標2 ア ①農業生産の拡大・多様化による収益の増大 ②6次産業化等による雇用と所得の創出 (3) 政策目標5 ア ①農業水利施設の機能強化による収益の増大 ②億、産業・大利施設の機能強化による災害リスカの軽減 政策目標6 ア ①農村協同力を活かした防災・減災力の強化 国土強靱化基本計画(注2)(平成26年6月3日)第3章 2 (9)農林水産 社会資本整備重点計画(注2)(平成27年9月18日) 農業・農村の復興マスタープラン(注4)(平成27年7月3日)							産コストの削低減		政策評価 実施予定時期	平成31年8月		
施策(1)	良好な営農	豊条件を備え:	た農地の確	保									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農業において									は関東以西地域を中心に耕地利用 立的な経営判断に基づく生産を仮	率の向上を図る。 とすため、水田における高収益作物等の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改	
目標① 【達成すべき目標】	水田の汎月	用化等の基盤	整備を通じ	た耕地利用	率や高収益化	乍物の作付害	割合の向上						
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
水") <b>仁 1日</b> 1宗	一季年但	基準年度	口标吧	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	=	州に旧宗の送り	に生ロ及い口保値(小牛・口保牛皮/の放足の似た	
ア 裏作が可能な地域における基盤整 備完了区域の耕地利用率	119%	平成27年度 125% 平成32		平成32年度	- 121% 122% -		123%	124%	域を中心にまた、同計	地改良長期計画においては、食料自給率の向上や食料自給力の維持向上にも資するよう、気候上裏作が可能な関東以西地中心に耕地利用率を125%以上に向上することとしていることから、これを測定指標の目標値として設定した。 た、同計画においては、水田農業において、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、			
基盤整備完了区域(水田)における イ 作付面積(主食用米を除く)に占め る高収益作物の割合	21%	平成27年度	30%	平成32年度	-	23%	25%	27%	29%	農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における高収益作物等の導入と品質向上・収量増を可能とする 良等を推進し、基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を約3割以上に向 ことしていることから、これを測定指標の目標値として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、毎年度一定割合でこれらの値を向上させることとした。			

施策(2)	農業水利加	業水利施設の戦略的な保全管理										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業水利加下での計画	業水利施設の老朽化が進行する中、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源である農業水利施設について将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図る必要がある。このため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理のでの計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコスト(注5)の低減を図る戦略的な保全管理を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	基幹的農業水利施設を対象に機能診断(注6)を実施											
測定指標	基準値		日標値		····		度ごとの目4 度ごとの実績			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
MICHE	2712	基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	MAIIMOMAAAIMA I MATATOMAA		
ア 基幹的農業水利施設の機能診断の 実施率	65%	平成27年度	100%	平成32年度	_	72%	79%	86%	93%	「食料・農業・農村基本計画」では、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源である農業水利施設について、「将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する」とされている。 - このため、土地改良長期計画では、戦略的な保全管理に不可欠な施設の機能診断の早期の実現に向け、現状の実績を踏まえて、基幹的農業水利施設の機能診断実施率を平成32年度までに10割とすることとしており、同目標を測定指標として設定した。なお、各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定割合で基幹的農業水利施設に対する機能診断の実施率を向上させることとする。		
施策(3)	農村地域の	)強靱化に向	けた防災・流	域災対策								
 施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	成26年6月	閣議決定)等	を踏まえ、	農業水利施設	没等の耐震化	它、洪水被害	防止等の対	<b> 策と、ため </b>	也管理体制の	地震の発生等、災害リスクの高まりに対応し、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」(平 の構築等による地域防災力の強化のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進する。 用や地域コミュニティ機能の発揮等により効率的に対策を推進する。		
目標① 【達成すべき目標】	被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興											
101 ch +F-17E							度ごとの目れ 度ごとの実績					
測定指標	基準値	基準年度	日標値	目標値 目標年度		28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
ア 震災の被災地域における営農再開 が可能となる農地面積	_	-	約1.7万ha	平成28年度	約1.6万ha 1.6万ha	約1.7万ha	-	-	_	東日本大震災の被災地域においては、基幹産業である農業の復旧・復興を目指し、市町村の復興計画等に基づき、農地や農業用排水施設等の復旧に取り組んでおり、測定指標として、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積を選定した。 目標値には、農業・農村の復興マスタープラン(平成27年7月3日改正)に基づき、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県において営農再開が可能となると見込まれる農地面積として、平成28年度約1.7万ヘクタールを設定した。		

目標② 【達成すべき目標】	湛水被害、	津波·高潮被	<b>支害等の災害</b>	<b>手が発生する</b>	おそれのある	る農地の減少	þ				
測定指標	基準値	<b></b> 其進値					度ごとの目れ 度ごとの実績			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	1	基準年度	目標値	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	WEILMOZECTERO CIMENT INTRIBUTE	
ア 湛水被害等が防止される農地及び 周辺地域の面積	0ha	平成27年度	約34万ha	平成32年度		約6.8万ha	約13.6万ha	約20.4万ha	約27.2万ha	土地改良長期計画では、豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害等を防止し、農地やその周辺地域の保全を図り、災害に強い農村社会の形成に寄与するため、下流域に住宅等がある防災重点ため池の整備、排水機場や排水路の整備等を計画的かつ効率的に推進することとし、5年間に農地及び周辺地域約34万ha(うち農地約28万ha)の湛水被害等の防止を図ることとしており、これを測定指標の目標値として設定した。 なお、目標の達成に向けて、緊急的に防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に事業を推進し、毎年度、農地及び周辺地域約6.8万ha(うち農地約5.6万ha)において湛水被害等の防止を図ることとした。	
イ 海岸堤防等の個別施設毎の長寿命 化計画(個別施設計画)の策定率	約1%	平成26年度	約100%	平成32年度	-	7%	18%	71%	88%	社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から32年度の計画期間におて、厳レい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ「成長インフラ」、について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。	
南海トラフ巨大地震・首都直下地震 等の大規模地震が想定されている 地域等における海岸堤防等の整備 率(計画高までの整備と耐震化)	約37%	平成26年度	約57%	平成32年度	-	49%	52%	54%	55%	<ul> <li>■ 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野では、</li> <li>イ) 戦略的な維持管理・更新等を推進するため「海岸の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率」を指標として、平成32年度まに</li> <li>※約100%</li> <li>ウ)南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を進するため「海岸堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)」を指標として、平成32年度までに約57%</li> </ul>	
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	約47%	平成26年度	約68%	平成32年度	- -	64%	65%	66%	67%	正 3) (1875年) 金	

Ta 40 工 CD.	予算額計(執行額)			28年度 関連する			   平成28年行政事業レビュー
政策手段 (開始年度)	25年度	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	労運9 る 指標	政策手段の概要等	事業番号
(1) 土地改良法 (昭和24年)	-	_		_	(1)-①-7 (1)-①-4 (2)-①-7 (3)-①-7 (3)-②-7	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 [(1) - ①との関連] 本法に基づき、農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与し、良好な営農条件を備えた農地の確保に寄与する。 [(2) - ①との関連] 本法に基づき、農業用用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与する。 [(3) - ①との関連] 本法に基づき、基幹的かつ大規模な農業用用排水施設の整備等を実施することにより、湛水被害等の災害発生防止が図られ、災害に強い農村社会の形成と快適な農村の暮らしの実現に寄与する。 [(3) - ②との関連] 本法に基づき、農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	_
農山漁村の活性化のための定住等 (2) 及び地域間交流の促進に関する法 律 (平成19年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1) 一①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。 【(2) 一①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業用用排水施設を対象に機能診断が図られることに寄与する。 【(3) 一②との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
農業の有する多面的機能の発揮の (3) 促進に関する法律 (平成27年)	-	-		1	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、施設の保全管理の充実、強化に寄与する。	-
(4) 地すべり等防止法 (昭和33年)	_	-	-	-	(3)-2-7	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
(5) 活動火山対策特別措置法(昭和48年)	_	-	_	_	(3)-2-7	火山の爆発による被害を防除し、農業の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与する。	-
(6) 海岸法 (昭和31年)	l	-	1	I	(3)-②-イ (3)-②-ヴ (3)-②-エ	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する。 本法に基づく海岸事業により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の減少に寄与する。	I
農地の整備(直轄) (7) (昭和24年度) (主、関連:28-7)	2,347 (2,047)	1,979 (1,300)	1,422 (1,396)	1,750	(1)-①-ア (1)-①-イ	広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を実施。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。	0110
有明海再生関係事業 (8) (平成21年度) (主)	700 (668)	700 (636)	1,000 (991)	1,000	(1)-①-ア (1)-①-イ	有明海の再生に向けた取組として、魚介類の生息環境の調査や増養殖技術の開発を推進する必要。このため、平成21年度より以下の調査・技術開発を実施中。 ①諫早湾内及び諫早湾近傍において、底質攪拌や高濃度酸素水の注入を行い底層環境の変化と漁場環境との関係を把握し、有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査 ②アゲマキ、タイラギ、シタビラメ等の有明海特産魚介類の有明海域特性に応じた効率的な種苗生産・育成技術、放流技術等の増養殖技術の開発 これらの調査等の実施により、諫早湾干拓と周辺の環境との調和に配慮しつつ、良好な営農状況を備えた農地及び国営土地改良施設等を保全し、良好な営農状況の継続に寄与する。	0114

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開 (9) 門への対応に係る経費 (平成24年度) (主)	3,301 (1,289)	19,511 (1,297)	5,667 (558)	5,968	(1)-①-ア (1)-①-イ	国営諫早湾干拓事業により設置された潮受堤防排水門の開門を命じた平成22年12月の佐賀諫早湾訴訟福岡高裁の確定判決に基づき、排水門を開門する場合に必要。 でき、排水門を開門する場合に必要。 開門にあたっては、防災、営農、漁業等への影響に十分配慮し、対策を謙じるとともに設置した施設等を管理するもの。 また、開門の前後期間において、有明海等の環境変化を調査し、開門に伴う有明海等の環境変化を把握するもの。 これらの実施により、諫早湾干拓と周辺の環境との調和に配慮するほか、国営土地改良施設等の保全並びに良好な営農状況を備えた農地の確保に寄与する。	0116
農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:28- 3,7,12,14,15,16,17,18,19,22)	_	-	-	8,000 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア	農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に,向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。 【(1) 一①との関連】 本交付金において、農地の排水対策の向上を図ることにより、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。 【(2) 一①との関連】 本交付金において、食料生産に不可欠な基本インフラの保全管理を図ることにより、老朽化が進行する基幹的農業用用排水施設に対する機能診断を実施し、農業水利施設の戦略的な保全管理に寄与する。 【(3) 一②との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、緊急的な防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に整備を推進し、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	新28-0028
農業用用排水施設の整備・保全 (11) (直轄) (昭和24年度) (主、関連:28-12,15)	60,742 (55,154)	58,581 (56,950)	53,972 (52,519)	52,226	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として顕首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水循門、排水路等を整備。また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【101一①との関連】 水田の有効活用に向け、排水対策の効率的かつ効果的な整備を推進することにより、水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上に寄与する。 【20一①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視、診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与する。	0108
農業競争力強化基盤整備事業 (12) (平成24年度) (主、関連:28-7,15)	71,177 (66,518)	76,325 (75,629)	51,218 (51,091)	32,649	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1) - ①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。 【(2) - ①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与する。	0115
農山漁村地域整備交付金 (13) (平成22年度) (関連:28-7,12,14,15,17,22)	190,443 の内数 (141,305 の内数)	125,722 の内数 (125,436 の内数)	102,624 の内数 (102,481 の内数)	87,320 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1) 一①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。 【(2) 一①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与する。 【(3) 一②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	0105
農業用用排水施設の整備・保全 (特会) (昭和24年度) (主)	23,083 (22,608)	18,117 (17,129)	14,129 (13,675)	12,155	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水極門、排水路等を整備。 農業用用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、ダ化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与する。	0118
農業用用排水施設の維持・保全 (15) (昭和37年度) (主)	7,764 (7,719)	8,414 (8,358)	8,342 (8,318)	8,620	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理、土地改良区等が管理する農業用用排水施設について数年に1回程度定期的に行う農業用用排水施設の機能保持のため必要となる整備補修等に対して支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与する。	0112

多面的機能支払交付金 (16) (平成26年度) (関連:28-12,14)	_	48,251 (44,824)	48,251 (48,247)	48,251	(2)-①-ア	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の 質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、施設の保全管理 の充実、強化に寄与する。	0191
農地の防災保全(直轄) (17) (昭和63年度) (主)	14,241 (14,122)	13,225 (13,156)	13,554 (13,473)	15,962	(2)-①-ア (3)-②-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。 ①又は②により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	0113
農地の防災保全(特会) (18) (平成元年度) (主)	3,209 (3,207)	3,562 (3,535)	3,809 (3,648)	6,447	(2)-①-ア (3)-②-ア	本政策手段は、受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修を実施するもの。これにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	0119
農地の防災保全(補助) (19) (昭和24年度) (主)	62,260 (54,381)	56,240 (54,882)	37,166 (37,138)	51,929	(3)-@-7	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③ 決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①~③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	0109
特殊自然災害対策施設緊急整備 事業 (20) (平成24年度) (主)	1,100 (880)	700 (651)	252 (221)	150	(3)-②-ア	火山の爆発により被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への降灰による被害の防除・最小化のために必要な施設整備等を実施。 本事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与する。	0117
海岸事業(農地) (21) (昭和33年度) (主)	3,297 (3,062)	3,688 (3,638)	3,295 (3,285)	2,962	(3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	海岸法に基づき、津波、高潮、波浪等による被害から優良農地等を防護するため、海岸堤防・護岸等の海岸保全施設の新設や改良等を行う事業。 本事業の実施により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	0111
政策の予算額[百万円]			217,227 <123,759>	214,250 <104,820>			

<sup>(</sup>注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

208,396

<121,326>

政策の執行額[百万円]

<sup>(</sup>注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

<sup>(</sup>注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

## 参考資料

## 1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

15.45			把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握。					
施策(1)	目標①	指標(ア)(イ)	達成度合の判定方法	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満					
+t= hts ( a )		指標(ア)	把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握。					
施策(2)	目標①	担保(ア)	達成度合の判定方法	幸成度合=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 ~プンク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満					
			把握の方法	除塩事業等を実施している県を通じて、営農再開可能面積を調査により把握。					
	目標①	指標(ア)	達成度合の判定方法	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満					
			把握の方法	防災事業を行うことによって、一定水準の安全性が確保された農地及び周辺地域の面積を集計し把握。					
		指標(ア)	達成度合の判定方法	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満					
			把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)					
施策(3)	目標②	指標(イ)	達成度合の判定方法	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満					
	口标金		把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)					
		指標(ウ)	達成度合の判定方法	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満					
			把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)					
		指標(工)	達成度合の判定方法	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満					

## 2. 用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地 改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を一期として策定。
注3	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注4	農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
注5	ライフサイクルコスト	施設の建設に要する経費に供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。
注6	機能診断	施設の機能の状態、劣化の過程及びその原因を把握し評価すること。